

## 平成20年度財務監査(10)の監査結果に基づき講じた措置

平成20年度財務監査(10)の監査結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

### 1 指摘事項

#### ○工事請負契約に係る契約事務の適正化について

学校教育部施設課の区立小学校4校における校務用パソコン移設・復旧工事は簡易工事書により行われていた。

当該工事は、校舎の改修工事にあわせて夏休み期間中に行うことが予定されていた同じ内容の工事であり、4件の工事について関係書類を確認したところ、同一の業者に同日に発注され工事期間も同じであった。これらの工事を分けて契約する必要性は認められず、一括して契約すべきものであった。この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、教育長契約とすべきものである。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(学校教育部)

### 【講じた措置】

(学校教育部)

今回の指摘事項について、学校教育部庶務担当係長会において、事務処理の適正な処理について各課に改めて周知徹底を図りました。

また、施設課においては、今回の各担当者の事務処理経過を検証するとともに、各係の代表者で構成された検討委員会を設け、施設課で行う契約事務および学校への指導について、契約事務規則等関係規定に沿った適切な契約事務の執行が図られるよう検討をしていきます。